

コンビニ代理収納サービスをご利用の収納企業様

日本代理収納サービス協会

消費税法および印紙税法改正に伴うコンビニ代理収納サービスへの影響について

2014年4月1日から改正消費税法と印紙税法が施行されます。改正点とコンビニ代理収納サービス(以下「代理収納サービス」)への影響および収納企業様でご対応を要する事項についてご案内申し上げます。システム対応等が必要な場合には、消費税の納入漏れや印紙税の過大貼付が発生しないようご注意ください。

1. 改正点

(1) 消費税法

2014年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられます。

(2) 印紙税法

2014年4月1日から受取書(印紙税額一覧表第17号文書)の非課税範囲が30,000円未満から50,000円未満に拡大します。

(ご参考・国税庁ホームページ)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/inshi/pdf/inshi-2504.pdf>

2. 代理収納サービスへの影響

(1) 消費税率引き上げに伴う影響

① バーコード付払込取扱票(以下、払込票)に印字する払込金額

いつの時点で発行する払込票から消費税率を8%とした払込金額とするかは、収納企業様の顧問税理士・公認会計士様とご相談ください。

② 手数料顧客負担方式で、コンビニ店舗で払込人が負担する手数料

(手数料企業負担方式をご利用の収納企業様には影響はございません)

ア. 2014年3月31日までの払込(消費税率5%、税込)

払込金額が 10,000 円未満	63円
30,000 円未満	105円
30,000 円以上	315円

イ. 2014年4月1日以降の払込(消費税率8%、税込)

払込金額が 10,000 円未満	64円(※)
50,000 円未満	108円
50,000 円以上	324円

※ 協会事務局からリテール会員(コンビニ本部)に対して個別にアンケートを実施したところ、全てのリテール会員から「64円」の回答がありました。

(2) 受取書の非課税範囲拡大に伴う影響

① コンビニ店舗で払込票の受取書に貼付する収入印紙

ア. 2014年3月31日までの払込 30,000円(または31,500円)未満が非課税(印紙貼付不要)

イ. 2014年4月1日以降の払込 50,000円(または54,000円)未満が非課税(印紙貼付不要)

② 収納企業様から代行会社にお支払いいただく印紙代

上記のとおり、払込時期により印紙代の要否の基準額が変更となります。

(手数料顧客負担方式をご利用の収納企業様には影響はございません)

3. 収納企業様へのご依頼事項

(1) 払込票への印紙フラグ設定変更

2014年4月1日以降に発行する払込票から、以下の場合に印紙フラグ「1」(印紙を貼る)を設定するようシステム変更を行ってください。

① 手数料企業負担方式をご利用の場合

ア. 収納代金が消費税課税対象で、内消費税額を払込票に記載する場合は、払込金額が 54,000 円以上(消費税込み)

イ. 収納代金が消費税課税対象外の場合、または消費税課税対象で内消費税額を記載しない場合は、払込金額が 50,000 円以上

② 手数料顧客負担方式をご利用の場合

払込金額が 50,000 円以上

なお、全てのコンビニは、2014年4月1日午前0時0分(原則)以降、現行の印紙貼付基準額(30,000円または31,500円)の払込票を利用して払込があった場合でも、払込金額が50,000円未満であれば印紙フラグ「1」が設定されていても印紙貼付不要となるようシステム対応します。対応期間は2014年4月1日から2016年3月31日までの2年間を予定しています。

しかしながら、コンビニ側がシステム対応を行っても、払込票の内消費税額の記載有無はシステム上で判別出来ないため、収納金額50,000円から53,999円までは印紙フラグ「1」が設定されていると印紙貼付の対象となりますので、ご注意ください。

代行会社が提供するパソコン用ソフトやASP等を利用して払込票を印刷されている収納企業様は、印紙フラグの設定方法等につきまして当該代行会社へご確認いただきますようお願い申し上げます。

(2) 顧客負担手数料の記載方法の変更

手数料顧客負担方式をご利用の収納企業様で、払込票裏面に具体的な顧客負担手数料を記載されている場合は、以下の文言に置き換えてください。

コンビニエンスストア所定の取扱手数料がかかります。 (※)

(例)	[現行]	[変更後]
	コンビニエンスストア取扱手数料	コンビニエンスストア所定の取扱手数料がかかります。
	・1万円未満 1件 63円	
	・3万円未満 1件 105円	
	・3万円以上 1件 315円	

※財団法人流通システム開発センターが定める「GS1-128による標準料金代理収納ガイドライン」に準拠した文言となっております。

4. 本件に関するお問い合わせは収納企業様のご契約されている代行会社へご照会ください。

以上